

平成22年度 第2回 常呂まちづくり協議会 会議要旨

◎日時	平成22年6月18日（金）午後6時00分～
◎場所	常呂総合支所 2F 第1会議室
◎出席者	協議会：13名 秋葉委員、稲田委員、大川委員、葛西委員、澤向委員、鈴木委員、清井委員、田淵委員、寺町委員、広瀬委員、三角委員、室田委員、山内委員
◎北見市	小谷市長、塚本自治区長、白石総合支所長、鈴木教育事務所長、三嶋市民環境課長、森田保健福祉課長、辻産業課長、岡本建設課長、芥川生涯学習課長、加藤図書館長、武田ところ遺跡の森所長、佐々木地域振興課長 事務局：吉田次長、川村地域振興担当係長、佐伯地域振興担当

開 会

白石支所長

： 本日は、大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。本日進行を務めさせていただきます、常呂総合支所長の白石伸通でございます。どうぞよろしくお願いいたします。なお、本協議会は、公開となっておりますのでご承知おき願います。

それでは、ただいまから平成22年度第2回常呂まちづくり協議会を開催いたします。会議に先立ちまして、小谷北見市長から委嘱状を交付させていただきましたと存じます。

委嘱状交付

： 小谷市長より委員に委嘱状交付（席上において実施）

市長挨拶

小谷市長

： 皆さま、こんばんは。本日は、お忙しい中、常呂まちづくり協議会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。また皆さまには、このたびのまちづくり協議会の委員就任を快くお受けいただきましたことに、心からお礼申し上げます。

オホーツク圏の中核都市として新北見市が誕生してから早4年が過ぎました。住民の意見をしっかりと市政に反映させるため、また、住民・行政の密接な連携体制を構築して個性豊かなまちづくりを進めるために4つの自治区・4つのまちづくり協議会を設置してから5年目を迎えることになるわけですが、このまちづくり協議会は住民・行政にとってますます大きな役割を担うようになっております。これまで、「常呂自治区内事業の今後のあり方」や「市民協働による防災対策」について諮問し、協働の視点に立った提言を盛り込んだ答申をい

ただいたり、まちづくりパワー支援事業の審査など、まちづくり協議会としての役割を果たされてきました。第3次のメンバーとなる委員の皆さまには、引き続き住民目線の提言をお願いするほか、これまで以上に自発的な活動をされ、行政の視点にない発想からの提言をぜひお願いしたいと考えております。今回常呂まちづくり協議会は、4人の委員の方が交代され、新体制となりましたが、常呂自治区におきましても、まだまだたくさんの課題を抱えており、審議の難しさがあるかと思いますが、住民と行政が密接に連携し、お互いにより良い知恵を出し合いながら進めていくことが大切だと考えております。再任いただいた委員の方も合わせ、今後2年間、住民の参画と協働による住民自治を推し進めるため、まちづくり協議会の委員の皆さまには、より建設的、具体的なご論議、ご意見をいただき、これをしっかりと市政に反映させていただきたいと考えておりますので、何卒よろしくお願ひいたします。

本日は実質的な第1回目の協議会ということで、会長・副会長を選任された後、自治区・まちづくり協議会の概要、現状等について説明がありますが、今後、協議会の円滑で活発な運営がなされますよう、改めて認識を共有していただければと考えております。委嘱させていただきました各委員の皆さまの、まちづくりへのご協力とご理解をお願いし、会議開催にあたっての私からのご挨拶とさせていただきます。

自己紹介

白石支所長 : 本日は、常呂まちづくり協議会委員改選後の初めての協議会でございますので、それぞれの自己紹介をお願いしたいと思います。

①委員自己紹介

②常呂自治区関係職員自己紹介

(塚本自治区長、総合支所次長、教育事務所長、各課長、事務局自己紹介)

会議成立 : 委員 15 名中 12 名出席 (自治区設置条例第 7 条第 3 項)

議 題

(1) 会長・副会長の選出について

白石支所長 : それでは、本日の議題に入らせていただきますが、会長・副会長が選出されるまでの間、会議の進行につきましては、塚本自治区長が務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。また、市長におかれましては、このあと、別の用務がございまして、ここで退席させていただきますので、ご了承願ひます。

塚本自治区長 : それでは、議題(1)の会長・副会長の選出についてであります。北見市自治区設置条例第6条第1項の規定によりまして、正・副会長各1名を委員の

互選により定めていただくことになっております。そこで、会長及び副会長の選出につきまして、どのように取り計らえばいいか、委員の皆さまのご意見を頂戴したいと思います。

葛西委員 : 事務局案があればお願いします。

塚本自治区長 : ただいま、事務局案ということで葛西委員からお話がありましたが、他にございませんか。

・・・発言なし・・・

それでは、事務局案ということで進めさせていただきます。事務局案をお願いします。

事務局 : それでは事務局案を報告させていただきます。

(吉田次長) 会長には、常呂町町内会協議会会長の清井春男委員、副会長には、識見者である山内光明委員にお願いしたいと存じます。

塚本自治区長 : ただいま、事務局から、会長には清井委員、副会長には山内委員にお願いしたい旨の報告がありました。それではお諮り致します。会長には、常呂町町内会協議会会長の清井春男委員、副会長には、識見者である山内光明委員にお願いすることとしてよろしいですか。

委員一同 : 異議なし

塚本自治区長 : それでは、ご異議なしということでありますので、会長は清井委員、副会長は山内委員ということで決定いたします。

清井会長、山内副会長は正副会長席にお着きください。

ここで、ただいま選任されました清井会長、山内副会長から就任のご挨拶をいただきたいと存じます。

清井会長 : ただいま会長に選任していただきました清井でございます。山内副会長ともどもよろしく申し上げます。私は合併当初の2年間会長をおおせつかっており今回再度会長ということで、本来であれば別の委員さんにやっていただきたいところでございますが、せっかくのご指名ということでありますので、まちづくり協議会の役割が果せますよう務めてまいりたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。さて、合併から4年が経過し、これまでも様々な議題について議論をしてきたところですが、常呂自治区においては、まだまだ解決してないたくさん懸案事項がございます。また、最近ではさまざまな方面で自治区のあり方が問われている動きが進んでおります。市長の自治区を守り高めていくという考えにおいて、まちづくり協議会の役割も極めて重要になってくると考えております。今後とも委員の皆さまのご協力をいただきながら常呂自治区の振興、そして北見市全体の発展に向けて活発な議論をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、皆さま方のご協力をお願い申し上げましてご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

山内副会長 : 私も清井会長と同じく3期目になります。今回副会長に選任されたということで、清井会長をサポートしながら皆さまのご協力を得て、常呂自治区のために精一杯やっていきたいと思っておりますので、ご協力のほどどうかよろしくお願

します。

塚本自治区長 : ありがとうございました。これからの議事につきましては、清井会長にとり進めていただくこととなりますので、清井会長、よろしくお願いいたします。

報 告

(1) まちづくり協議会の役割について

事務局 : 一会議次第・資料1から3を提示して説明—

清井会長 : ただいま、説明のありましたまちづくり協議会の役割について、何か質問等ございますか。

委員一同 : 意見なし

清井会長 : 以上で、本日の議題についてはすべて終了しました。次に、その他として委員の皆さまから何かございますか。

寺町委員 : 北見市の施設使用料のことですが、今だいぶ話がでてきているようですが、市民の意見を聞くような場面はあったのでしょうか。

塚本自治区長 : 使用料・手数料の問題というのはまだ議会にかけていない状況で、内部検討をしている最中です。この部分について、合併協議の中で、例えば社会教育施設ですとか、市民環境部における住民センターなどの施設の料金体系については、合併後3年をもって統一するという考え方が示されております。これは合併時の約束事であります。それに基づいて各自治区にある施設について協議を進めているところです。ですから、市民からの意見を頂くという考え方も含めて合併協議のときの約束事であるという考え方の中で、市においては統一に向けた最終的なとりまとめを行っている状況です。市民の意見を聞いたのかという部分なんです、聞く段階というよりも合併協議の中で決められたことを、今我々事務方において進めているという状況であります。

寺町委員 : 北見市の社会教育委員をやらせてもらっているのですが、何年も前から社会教育施設についてのそういう話が社会教育委員の会議の中に出てこないのはおかしいのではないかといていたのですが、だいぶ固まってきているようなことをうかがったので他の場面でも、そういうような形で施設使用者の理解を得られるような場面があるのかなのか、もしくは聞かなくてもよいのかその辺が疑問だったのでうかがいました。

塚本自治区長 : 教育委員会サイドでは施設についての使用料等の変更があった場合には必ず題目として上がってくるのだと思います。実情を申し上げますと、使用料・手数料は社会教育施設のほかに、市民環境部の住民センターですとか他の施設もございまして、その使用料を統一的な考え方で整理することで進めています。使用料の料金と減免制度が非常に複雑にリンクしており、自治区によっても様々なケースがあり、どういう形で統一を図っていくのかということ非常に頭を痛めているところです。今回の進め方と致しましては、原価計算方式すなわち、その建物が建てられたときの建設コストは別にして、運営管理費にかかる経費をその建物の原価として取り出して使われる面積に按分するというかけかたの中で料金設定を行う。そうすることで、新しいものも古いものも

だいたい統一した料金になるんです。そういう考え方でやることによって、4自治区における施設の料金体系が同じになるという考え方を示しまして、一定の考え方を持った中でこの後議会のほうにも提案して議論していくという形になるのだと思います。ただ、途中経過でございまして、最終的にどういう形で決まったかは改めて担当のほうから報告申し上げなければならないのですが、今そういう状況で進められているということを申し上げたいと思います。

【次回開催日程】

事務局

： 次回の協議会の開催につきましては、あらためて日程調整をしたうえで、ご案内したいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます